

クロスロードゲーム

Cross Road Game

こんな時、あなたはどうする？



NPO法人 シビルまちづくりステーション

NO.1

学校にいるとき地震が発生。津波に備えて皆で避難することに。

しかし友達の一人が見当たりません。

その時あなたはどうする？

Yes (緑カード)  : 友達をさがす。

No (赤カード)  : まず避難する。

NO.2

海の近くに住んでいる。家に一人でいるときに地震発生。すぐに津波が来るかも知れない。あなたはどうする？

Yes(緑)：近くのビルの屋上に避難。

No(赤)：遠くの高台に避難する。

NO.3

同じく、海の近くに住んでいる。家に一人でいるときに地震発生。津波が心配だが、**家族との連絡がとれない。**

あなたはどうする？

Yes(緑)：一人で避難。

No(赤)：家族が帰るのを待つ。

NO.4

防災のため、風呂の残り湯を浴槽に溜めておくといいと言われる。しかし、浴室はかびるかもしれないし、湯垢がつくと掃除が面倒。それに滅多に災害なんてこない。

それでも残り湯を溜めておく？

Yes(溜めておく) No(溜めない)

残り湯の利用

- ・家庭用風呂の通常の水量
180～200リットル
- ・トイレ洗浄（大）1回に10～13リットルで14～20回・人分
- ・下水道が故障だと水を流せない。
⇒水不要トイレ（凝固剤/袋使用）

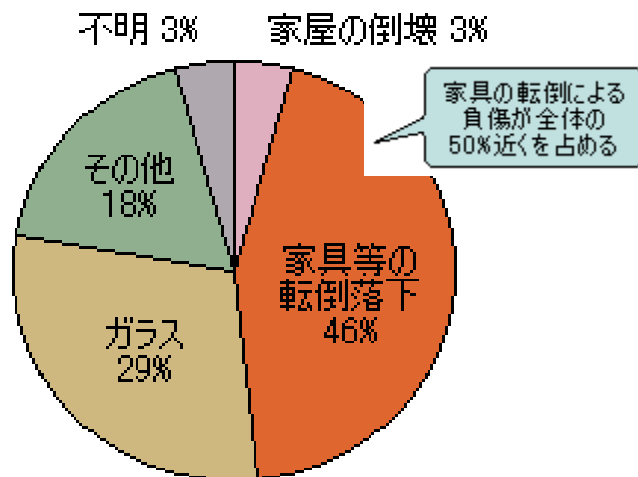
NO.5

ようやく手に入れた新築マンション。何度もショールームに通って吟味したインテリアに二人とも大満足。しかし、大地震が来たら家具が倒れるかもしれない。

格好は悪いが耐震金具をつける？

Yes(つける) No(つけない)

阪神淡路大震災での負傷原因

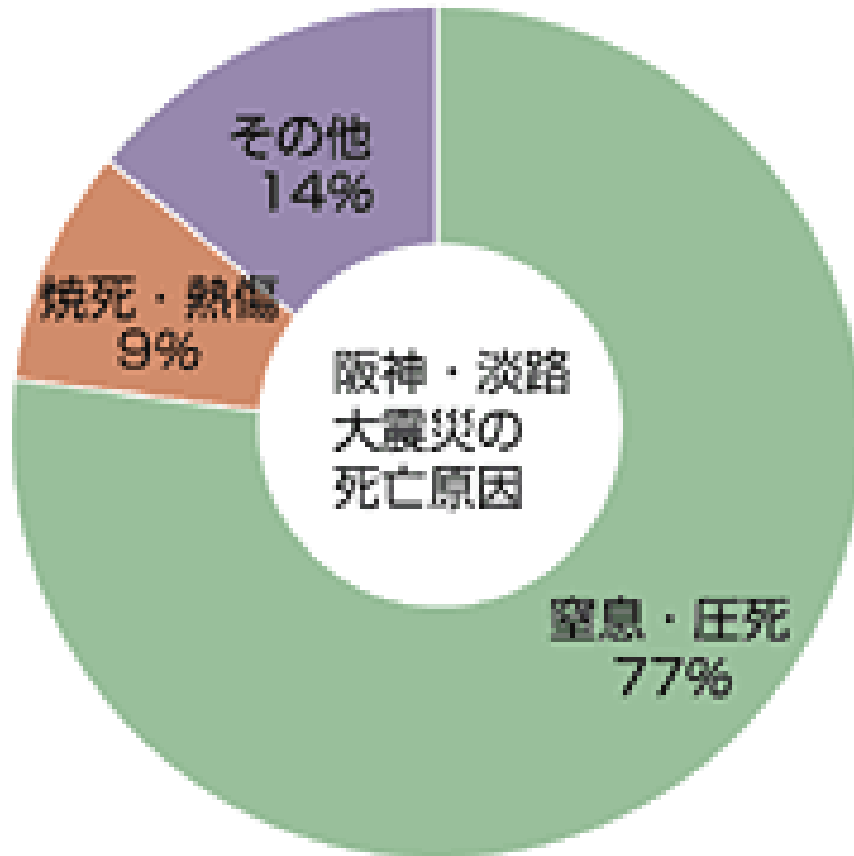


阪神淡路大震災における負傷者は43,773人。
家具の転倒や散乱、ガラスの破片などによって、
室内で怪我を負った方が多数含まれています。

(日本建築学会「阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」より引用)

阪神淡路大震災での死亡原因

図1 阪神・淡路大震災の死亡原因



阪神・淡路大震災で亡くなった人の原因は、「圧死」が大部分(約3/4)「焼死」が約1割。

資料:『阪神・淡路大震災調査報告 総集編』(阪神・淡路大震災調査報告編集委員会、2000年)、厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況」(1995.12)より作成。

注1:「その他」には、頭・頸部損傷、内臓損傷、外傷性ショック、全身挫滅、挫滅症候群などがある。

注2: 死者総数5,488人

注3: 消防庁発表による2000年12月現在での死者数は6,432人(関連死者数910人を含む)である。

NO.6

大きな地震のため、避難所に避難しなければならない。しかし、家族同然の飼い犬「もも」(ゴールデンリトリバー、メス3才)がいる。

一緒に避難所へ連れて行く？

Yes (連れて行く)

No (置いて行く)



ペット対策 (船橋市避難所運営マニュアル)

- 避難所居住スペースへのペット持込禁止
- 専用スペースで繋ぐかケージで飼育
- 避難所ペット登録台帳に登録
- 大型動物、危険動物、蛇等は禁止
- 給餌/排便等飼主が責任をもって飼育
- 鑑札/注射済票/迷子札(猫)を付ける
- 盲導犬/介助犬等は要援護者補助犬

NO.7

大地震後、小学校へ行っている我が子を迎えに行くが、途中で人が生埋めになっているのを発見。他には人はいない。しかし、我が子も気になる。

まず、目の前の人を助ける？

Yes(助ける)

No(我が子優先)

NO.8

地震で自宅は半壊状態、家族そろって避難所へ。日頃の備えが幸いして、非常持出袋には水も食料も3日分はある。一方避難所には水も食料も持たない家族多数。

その前で非常袋を開ける？

Yes(開ける) No(開けない)

NO.9

被災から1ヶ月経過。自宅で生活し、弁当だけ避難所に取りに来る被害者が多く見られる。

彼らの分も弁当を用意する？

Yes(用意する) No(しない)

在宅被災者・屋外避難者等

食料の提供等の救援対策実施に当たっては、避難所内外にかかわらず、真に支援を必要とする被災者に向けて同様に対応することを原則とする。配布時の混乱を避けるため、在宅被災者等も率先して避難所運営に参加するようにする。

「避難所に居なければ損をする」状況にならないようにする必要がある。

(「船橋市避難所運営マニュアル」P3より)

NO.10

土砂災害防止対策推進のため、土砂災害警戒区域等を指定し、公示することになっている。(土砂災害防止法第7、9条) しかし、その住民は「自宅の資産価値が下がる」と反対。

あなたは指定に賛成する？

Yes(指定に賛成) No(反対)

基礎調査結果は公表

H26・8の広島市での土砂災害に鑑みて、土砂災害防止法が改定され、県が実施する基礎調査の結果は、市町村長への通知のみであったが、通知とともに公表されることとなった。(第4条 2項)

なお、土砂災害警戒区域等の指定は、市町村長の意見を聴いて知事が行うことになっている。(第7、9条)

NO.11

母(65才)、妻、小学生の子供2人の4人で川沿いの自宅にいる。激しい雨が降り続けている。今、洪水氾濫の危険があるとして集落に避難勧告が来たことを防災無線で知った。しかし、現在深夜12時。

今すぐ、避難する？

Yes(すぐ避難する) No(様子を見る)

NO.12

災害対策基本法が改訂され、避難行動要援護者対策のため、市役所が保管している情報等から名簿を作成し、自主防災組織の役員等に提供できることになった。ただし **本人の同意が必要だが、あなたは同意する？**

Yes(同意する) No(同意しない)

避難行動要支援者名簿の作成

(災害対策基本法H25・6改定公布:未施行)

第49条の10(避難行動要援護者名簿の作成)

市町村長は、当該名簿を作成しなければならない。(氏名、年齢、住所、連絡先、支援理由等)

第49条の11(名簿情報の利用及び提供)

名簿は民生委員、自主防災組織関係者等に提供する。ただし、本人の同意が必要。(特に必要がある場合は、同意不要)